

令和8年5月12日

令和8年第2回春日井市議会臨時会
附属資料

第54号議案

春日井市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

- 1 地方税法施行令の一部改正（令和8年政令第83号。令和8年4月1日施行）に伴い、国民健康保険税について次のとおり規定するもの
 - (1) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を30,000円とするもの（第2条、第21条関係）
 - (2) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割減額及び2割減額の対象となる所得の基準を次のとおり改めるもの（第21条関係）
 - ア 5割減額 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度に移行することにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき310,000円（改正前 305,000円）を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
 - イ 2割減額 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき570,000円（改正前 560,000円）を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
 - (3) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額から18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額するもの（第21条関係）
- 2 国民健康保険税の減額の算定に係る給与所得控除額の控除を受ける者の給与等の収入金額を550,000円（改正前 650,000円）とするもの（第21条関係）
- 3 施行日 令和8年4月1日

第55号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

- 1 地方税法の一部改正（令和8年法律第2号。令和8年4月1日施行）等に伴い、車両の取得時に課税される軽自動車税（環境性能割）の廃止その他規定の整備を行うもの
- 2 施行日 令和8年4月1日